

## 1 改正の理由

職員の勤務時間、休日及び休暇に係る人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布され、育児参加のための休暇の対象期間が拡大されたことに伴い、本組合においても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の概要

育児参加のための休暇の対象期間を「妻の出産予定日の6週間前から出産の日後8週間を経過する日」から「妻の出産予定日の6週間前から出産の日以後1年を経過する日」に拡大するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

構成市においても、育児参加のための休暇の対象期間の拡大の措置を講じるため、同様の条例改正を行っている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-39）

## 6 条例制定による予算措置

なし

## 7 添付資料

新旧対照表